

## 「日本体力医学会健康科学アドバイザー」称号贈呈内規

平成 23 年 9 月 16 日 理事会承認

- 第 1 条 日本体力医学会の今後の発展のため、本学会への貢献が大であった会員に対して本称号を贈呈する。
- 第 2 条 本称号贈呈の対象となる候補者は、本学会会員であり、且つ 2 期以上理事の役職に在った者とする。
- 第 3 条 本称号の贈呈は、理事長の推薦により理事会の議を経て決定し、総会で報告されるものとする。
- 第 4 条 本称号贈呈者の称号登録更新は行わない。但し、称号の名称を「日本体力医学会名誉健康科学アドバイザー」とする。
- 第 5 条 既に日本体力医学会健康科学アドバイザーの称号を取得している者にも、本称号は贈呈されるものとする。

### ( 附則 )

- 1 . この内規の改定は理事会の議決を要する。
- 2 . この内規は平成 23 年 9 月 16 日より施行される。